

港区立図書館資料収集方針

平成21年3月23日
20港教図第781号

第1 目的

港区立図書館運営要綱（昭和63年62港教み第183号）第6条の規定に基づき、多様化する利用者の生活や学習ニーズに対応した、さまざまな情報を提供できる身近な図書館として、その機能を十分に果たすため図書館資料の収集に関する方針を定める。

第2 基本方針

- 1 区立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、区民等の教養、調査研究、レクリエーション、福祉の増進等に資する資料を収集する。
- 2 区民等の多様なニーズを考慮し、幅広い視点で、多岐に渡る分野の資料をバランスよく収集する。
- 3 資料の内容、表現の適切性に配慮するとともに、公平な収集に努める。
- 4 区立図書館で収集する資料は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、障害者サービス用資料、電子資料など多様な形態の資料とする。
- 5 各区立図書館は地域の特性や蔵書構成を考慮して収集する。
- 6 資料の収集については、選定会議等に基づき行う。
- 7 「図書館の自由に関する宣言」（1979 日本図書館協会）の趣旨を尊重して収集する。
- 8 寄贈資料の受入れについては、この収集方針に基づき行う。

第3 資料別の収集方針

資料の収集については、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 一般図書

区民等の生活・文化・教養の向上、調査・研究、趣味、レクリエーション等に役立つ資料を各分野にわたり、体系的に幅広く収集する。収集に当たっては、港区の地域特性や社会情勢、利用者ニーズ等に留意する。また、生活や仕事、地域の課題解決に役立つ資料や起業、経営等ビジネス支援に利用できる資料等は幅広く収集する。ただし、極めて高度な専門書、学術書等は原則として収集しない。

2 参考図書

区民等の調査研究のために必要な辞書、百科事典、年鑑、白書、地図、法令集各種統計等を分野の偏りが無いよう幅広く収集する。また、最新の情報を提供できるよう留意して収集する。

3 郷土資料及び行政資料

区民等が、地域の歴史や地誌、行政に関する資料等に接することができるよう、

郷土資料及び行政資料を収集する。資料については網羅的かつ継続的に収集し、最新の情報を提供する。

また、港区に関する資料や港区内の機関、団体、企業等が作成、刊行したものは幅広く収集する。

4 児童図書

子どもが本に親しみ、読書の楽しさや喜びを知ることができるよう、各分野の資料を幅広く収集する。また、知的好奇心を満たし、物事への興味や関心を深めることができるよう、それぞれの発達段階に応じた資料を幅広く収集する。

5 ヤングアダルト図書（青少年向け図書）

青少年（ヤングアダルト）が、日々の生活から生じる様々な興味や関心を深め、知性と感性を豊かにできる資料を各分野にわたり、幅広く収集する。また、調べ学習や職業選択に役立つ資料を収集する。

6 マンガ資料

幅広い年齢層が手に取れる、視覚的効果が高い等のマンガ資料の特性や資料的価値を考慮し、慎重に検討して収集する。

7 視聴覚資料

区民等の趣味、教養、文化活動に資するため、CD、DVD等を中心に、さまざまなジャンルの資料をバランスよく収集する。

8 ユニバーサル・サービスのための資料

通常読書が困難な区民等の利用を考慮して、録音資料、マルチメディアプレイヤー、大活字本、布の絵本、LLブック、点字資料等を収集する。

9 雑誌

速報性に優れた特性を生かし、社会動向を考慮し、区民等の趣味や生活、情報収集に役立つよう多様なジャンルを幅広く収集する。

10 新聞

主要日刊紙を中心に、外国紙、スポーツ紙等を備える。また、主要日刊紙の縮刷版を収集する。

11 外国語図書

区民等の利用が見込まれる、各国の言語で書かれた外国語資料を収集する。また、日本文化の理解を促進する資料や日本語学習の参考になる資料を収集する。

第4 運用

この資料収集方針は、社会動向の変化及び区民等の要望等を考慮して運用する。また、常に時代の要請にこたえられるよう、必要に応じ改正を行うものとする。

付則

この方針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。